

議案第10号

世田谷区登録有形文化財への登録及び世田谷区指定有形文化財への指定  
(堂ヶ谷戸遺跡出土の顔面把手付土器)

上記の議案を提出する。

令和6年2月9日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 渡部 理枝

(提案説明)

区文化財保護条例第54条に基づき、堂ヶ谷戸遺跡出土の顔面把手付土器の世田谷区登録有形文化財への登録及び指定有形文化財への指定を教育委員会から区文化財保護審議会あてに諮問したところ、同条例53条に基づき、登録・指定に値する旨の答申があったため、本案を提出する。



答 申 第 3 号  
令和6年1月16日

世田谷区教育委員会  
教育長 渡部 理枝 様

世田谷区文化財保護審議会  
会長 山本 暉久



世田谷区登録有形文化財への登録及び世田谷区指定有形文化財への指定について（答申）

世田谷区文化財保護条例第53条に基づき、令和5年12月13日付け5世教生第1336号で諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申します。

#### 記

##### 1 答申内容

世田谷区登録有形文化財への登録及び世田谷区指定有形文化財への指定（堂ヶ谷戸遺跡出土の顔面把手付土器）

##### 2 文化財の詳細

資料1 堂ヶ谷戸遺跡出土の顔面把手付土器

## 世田谷区登録有形文化財への登録及び世田谷区指定有形文化財への指定の説明

1	名称及び員数	堂ヶ谷戸遺跡出土の顔面把手付土器 1点
2	種 別	世田谷区登録有形文化財及び世田谷区指定有形文化財（考古資料）
3	所 在 地	世田谷区世田谷一丁目29番18号 世田谷区立郷土資料館
4	所 有 者	世田谷区
5	出土の場所	世田谷区岡本二丁目33番
6	概 要	
	(1) 時 代	縄文時代中期
	(2) 寸法	高さ154mm（把手の突起まで）、最大径121mm
	(3) 種 類	土器
(4) 内 容	<p>平成31年（2019）2月に実施された堂ヶ谷戸遺跡の第61次調査において、4号土壇<sup>どこう</sup>の底部から正位に置かれた形で出土している。土偶装飾と抽象文が付された樽形の小形土器で、口縁部の一部を欠損するものの、ほぼ完形<sup>とって</sup>である。</p> <p>口縁部に顔面装飾のある把手をもち、胴下半部がくの字状になっている。把手は中空ではなく、顔面装飾の目は細目で吊り上がり、口は三角形を呈している。胴部の文様は、上半部の隆帯上に連続爪形文<sup>つめがたもん</sup>をもつ三角形・菱形の区画等で構成され、区画内には三叉文<sup>さんさもん</sup>・角押文<sup>かくおしもん</sup>が充填されている。下半部には、2本の横走る沈線と沈線間に縦の沈線が施されている。土器の製作時期は、縄文時代中期中葉（約5,000年前）の勝坂1式後半から2式前半期である。</p>	
7	登録・指定理由	<p>当該土器は、口縁部に顔面装飾のある把手を配していることから「顔面把手付土器」と称される。顔面部と胴部がともに遺存した形での出土は区内で初めてであり、器形・時期からみても都内でも出土例は少なく貴重であることから、区の登録有形文化財への登録及び指定有形文化財への指定にふさわしい。</p>
8	登録・指定基準	<p>「世田谷区文化財登録・指定基準」</p> <p>第1 世田谷区登録文化財</p> <p>1 世田谷区登録有形文化財</p> <p>(6) 考古資料</p> <p>各時代の遺物のうち学術的価値のあるもの又はこの地方の歴史上重要と認められるもの</p> <p>第2 世田谷区指定文化財</p> <p>1 世田谷区指定有形文化財</p> <p>世田谷区登録有形文化財のうち、区にとって重要なもの</p>
9	参 考 文 献	『堂ヶ谷戸遺跡XII-東京都世田谷区岡本二丁目33番の発掘調査記録-』 2020 社会福祉法人たちばな福祉会・共和開発株式会社

